

組合員、組合関係者の皆様へ

官公需適格組合（中小企業庁認定）
静岡県消防設備保守点検業協同組合
理事長 西川 和宏

共同受注業務における法令遵守等の徹底について

県内各地で、新型コロナ禍で自粛していた“地域の春祭り”が再開されるなど普通の日常が戻ってきた感のある、新年度（令和5年度）の始まりです。

組合員、組合関係者の皆様におかれましては、日頃の組合活動へのご協力、ご支援に心より感謝と御礼を申し上げます。お陰様で、令和4年度決算も例年並み共同受注の確保と配分の実施となっております。

重ねて、御礼を申し上げますとともに、共同受注における法令遵守等の徹底をお願い申し上げます。というのも、現在の組合活動の基盤は、組合が行う点検業務に対する県・市等（の発注関係者）との信頼関係です。一つの緩みが、組合に対する信頼を揺さぶる結果を招きます。

については、引き続き、下記事項の徹底を全ての組合員及び組合関係者に事務連絡します。現場点検において、また県・市等の発注関係者との業務において、県・市等（の発注関係者）との信頼関係を損なうことなく、更なる「信頼関係」の積み上げに努めてください。よろしく申し上げます。

記

- 1 お客様に信頼される適正点検の徹底
- 2 **有資格者点検の厳守**
 - ・ 組合員及び点検業務の指揮・監督者は法令違反の防止を徹底すること。
 - ・ 消防法違反には、厳しい罰則が適用される場合があります。
- 3 **点検結果報告書の確実な作成**
 - ・ 実施点検の内容・不具合の食い違いがないか必ず見直しチェック。
 - ・ 特に、点検者と報告書作成者が別人である場合はチェックを徹底する。
 - ・ チェックはやりっ放しにしない。「～だろう」、「～のはず」は厳禁。
 - ・ 提出時に、点検者と更に別の者とで二重チェックを必ず行うこと。
- 4 法令上又は役所等での確認が必要となる場合は、その確認を確実に実施
- 5 点検結果報告書の記載事項に関する発注者側担当者との最終確認
 - ・ 必要な場合は、修繕実施状況を確認させて頂くなど。
- 6 お客様との「報連相(ほうれんそう)」、組合内関係者との「報連相(同)」

★報告（ほうこく）
★連絡（れんらく）
★相談（そうだん）

静岡県消防設備保守点検業協同組合
電話：054-287-5091 ファクス：054-287-5092
メール：syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp

組合の仕事で注意してほしいこと

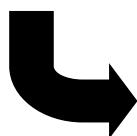
- 1 組合は、静岡県知事の設定認可を受けています。
- 2 また、国から「官公需適格組合」にも認定されています。
- 3 ですから、お役所の関係者は、組合を公的団体とみなし、その構成員である皆さんを「公的団体の関係者として法令遵守している（法を守っている）か」、常に注視しています。



- 4 設立から 29 年間で、組合関係者が「積み上げてきた信用」。
- 5 でも、ちょっとした緩みで、信用を失うのはあっという間。
- 6 是非、次の事項に留意して、点検現場で、また県・市等の発注関係者とのやりとりで、お役所の関係者と更なる「信頼関係」の積み上げに努めてください。 よろしくお願ひします。



- (1) お客様に信頼される適正点検の徹底
- (2) 有資格者点検の厳守
 - ・ 組合員及び点検業務の指揮・監督者は法令違反を防止。
 - ・ 消防法違反には、厳しい罰則が適用される場合がある。
- (3) 点検結果報告書の確実な作成
 - ・ 実施点検の内容と食い違いがないか必ず見直しチェック。
 - ・ 特に、点検者と報告書作成者が別人である場合は要注意。
 - ・ やりっ放しにしない。「～だろう」、「～のはず」は厳禁。
 - ・ 提出時に、点検者と別の者として二重チェック。
- (4) 法令上又は役所等の確認が必要となる場合は、安易に発言せず、必ず確認した後に回答すること。
- (5) 点検結果報告書の記載事項を、必ず発注者側担当者に最終確認。特に、修繕が絡む場合は必要に応じて「修繕実施状況」を確認すること。
- (6) そして、**基本心得は「報連相（ほうれんそう）」!**



ちょっとした些細なことでも、気に掛かることがあったら、幹事会社（又は現場担当の管理会社）又は組合事務局（054-2877-5091）へご一報願ひします。